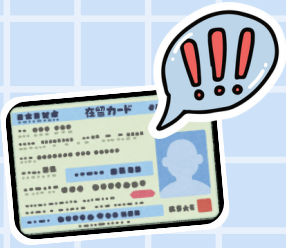
2026年6月14日(日)から在留カードと特別永住者証明書のデザインが変わります！



出入国 在留 管理庁 のホームページの情報を基に作成

2026年6月14日（日）以降に交付される在留カードと 特別 永住者 証明書 のデザインが変わります。詳細については 出入国 在留 管理庁 のホームページから確認できます。



現行の在留カード



新様式の在留カード

在留カードとは？

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html



現行の 特別 永住者 証明書



新様式の 特別 永住者 証明書

特別 永住者 証明書 とは？

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tetuduki_tokubetu_shomeisho_00001.html

イメージは 出入国 在留 管理庁のホームページから引用

変更に伴う注意点

▶ 現在保持している在留カード及び 特別 永住者 証明書がまだ有効であれば、新様式に交換する必要はありません。

現行の在留カード及び 特別 永住者 証明書 は、券面の記載の 有効期間 満了日 まで有効ですので、そのまま使うことができます。次回の更新申請等を行った際に新様式に変わります。

▶ 在留カードの券面記載事項が変わります。

現行の在留カードに記載されている「在留期間（「1年」、「3年」など）」「許可の種類」「許可年月日」「交付年月日」が記載されなくなります。これらの事項はICチップにのみ記録されるようになります。

「在留カード等読取アプリケーション」を利用してICチップの記録を確認することができます。詳細は 出入国 在留 管理庁 のホームページから確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html

▶ 「永住者」の在留カードと特別永住者証明書の有効期間が変わります。

現行の「永住者」の在留カードの有効期間満了日は交付日から7年ですが、新様式の在留カードは交付日から10回目の誕生日まで（18歳未満の者については、5回目の誕生日）となります。また、現行の 特別 永住者 証明書 の有効期間満了日は交付日から7回目の誕生日ですが、同様に交付日から10回目の誕生日までとなります。

▶ 1歳～15歳の子どもについても、顔写真が表示されます。

現在、16歳未満の者については顔写真が表示されていませんが、新様式の在留カード及び特別永住者証明書には、1歳以上の者から顔写真が表示されることになります。顔写真の表示は次回の更新申請等から適用されますので、申請の際に顔写真を提出してください。